

平成27年度第3回旭市総合教育会議 会議録

1 期 日 平成28年3月23日(水) 開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時08分

2 場 所 旭市役所海上支所3階会議室

3 出席者 明智 忠直(市長)
石井 勝也(委員長)
八木 雅之(委員長職務代理者)
加藤 尚美(委員)
石毛 丈康(委員)
彗田 哲雄(教育長)

4 開 会

・花澤庶務課副課長

それでは定刻となりましたので、平成27年度第3回旭市総合教育会議を開催いたします。なお、本日の会議は、旭市総合教育会議運営要綱第3条第2項に基づき公開で開催いたしますので、ご了承の程をお願い申し上げます。はじめに、開会にあたり明智市長よりご挨拶申し上げます。

5 市長あいさつ

・明智市長

年度末ということで、教育委員の皆様方には大変お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。また、私は2校の卒業式に出席しましたが、それ以外のどの学校も素晴らしい卒業式であったと聞いております。日頃の学校教育でしっかりした教育がなされていると改めて感じたところでございます。

いよいよ春本番といいたいでしょうか、桜の季節になりました。これから新年度に向かって入学式や、様々な準備が学校関係ではあると思います。そういった中で、この旭市総合教育会議も3回目ということで、大綱の策定に向けて、皆様方のお知恵をお借りするものであります。大綱も3回目ということで、策定案を何回も見直しをしてきている訳でございしますが、今日、修正案の説明によりまして賛成をしていただければと思っておりますので、ご審議の程、よろしくようお願い申し上げます。冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

- ・花澤庶務課副課長

それでは次に議題に入ります。

旭市総合教育会議運営要綱第3条第1項により、これより議事の進行を明智市長にお願いいたします。

6 議題 旭市の教育に関する大綱（素案）について

- ・明智市長

それでは、しばらくの間、私が議事進行を努めさせていただきますのでよろしくご協力いただきたいと思います。

まず、「旭市の教育に関する大綱について」を議題といたします。この大綱については、前回から協議させていただいておりました、概ね内容もまとまり、いくつか修正点がありましたので、今回は修正したものを提案させていただいております。それでは、事務局から説明をお願いします。

- ・角田庶務課長

それでは、「旭市の教育に関する大綱」について説明させていただきます。昨年12月の総合教育会議で、大綱の素案を検討いただきました。今回はその時の指摘事項を検討したほか、市長に再度確認いただき一部修正を加えました。

それでは、大綱の(案)についてご説明いたします。前回からの素案の修正部分が見え消し版で説明したいと思います。この大綱については、表紙を含めて4ページの構成になっております。表紙には、大綱名であります「旭市の教育に関する大綱」と記載しまして、併せて大綱の期間を、平成28年度から平成31年度としています。

前回の素案では、旭市総合戦略と合わせるために平成27年度からとしておりましたが、この大綱の作成時期が3月の末ということで、区切りが良いほうがいいのではないかとということで、28年度からの4年間に変更させていただきました。

次に中を開いていただきたいと思います。「はじめに」ということで市長が大綱の策定にあたりまして、経緯や思いなどを記した市民への挨拶文を入れました。読ませさせていただきます。

(「はじめに」部分を朗読する)

次にIの基本理念についてですが、本文の2行目にありました「人間関係の希薄化」についてですが、前回の総合教育会議で、別のことばに置き換えられればというお話でしたので、事務局で色々と考えまして、「家族形態、地域との関わりも大きく変わり」といたしました。

また、6行目にあります「旭市」を削除しました。ここで説明している内容と

しましては、旭市に限定した内容ではないということで削除しました。

次の7行目の始めの「また」も取らせていただきました。これは、「また」がありますと上段に記載した内容に追加をしたように受け取られるという指摘がありました。これは、追加ではなく大きな柱として捉えてほしいということで削除させていただきました。

次に下から4行目の「ことも大切です。」を「ことが大切です。」に変えて前文の「ふるさと旭を愛し、誇りに思うことができる教育」が大切だと、明確に感じ取ってもらえるようにいたしました。読ませさせていただきます。

(基本理念を朗読する)

次にⅡ重点目標について説明します。

(3)「豊かな人間性や道徳心をもった思いやりのある人を育みます」の①で文言を整理しまして、「幼児教育の支援を推進します」を「幼児教育を支援します」に改めましてストレートな言い方にしました。

(4)「健やかでたくましく活力あふれる人を育みます」の②で「食の郷である」を「食の郷でもある」に改めました。旭の特色を限定した言い方から、他にも、あるということが伝わるように変えました。これらは前回ご指摘いただきました内容です。

また、この最後に「食に関する指導を推進します。」とありますが、これを「食に関する教育を推進します。」に変えました。これは、学校の先生方だけではなく、農水産課の職員や保健推進委員の方々も子ども達に食に関する授業や講座を開いています。これらも教育にあたるということで、「指導」を「教育」に改めました。以上が前回の素案から変更した内容になります。

大綱が決定した後の周知の方法ですが、印刷して市内の小・中学校の保護者の方に配付する予定であります。併せてホームページでも紹介いたします。また、広報あさひの4月15日号「学びのひろば旭」での掲載を進めております。Ⅱ重点目標を読ませさせていただきます。

(重点目標を朗読する)

・明智市長

事務局からの説明は終わりました。この大綱について、ご意見ございましたらお願いします。

・八木委員長職務代理者

少し気になるところがあります。重点目標の(2)の②の2行目で、「成長の段階に応じた」とあります。これは本年度の県の指導指針ですと、「発達の段階

に応じた」とあります。「成長」と「発達」はどう違うのかといいますと、植物のえんどうまめなどは「成長」ですよね。交通は「発達」と言います。また文化の成長とはいいませんよね。文化も「発達」です。そう考えると「成長の段階」よりは「発達の段階」の方が、県もそうなのでいいのかなと思います。growth は成長、development は発達です。この際に訂正しておいたほうがいいのかと思います。県が「発達」と表現しているのに対して、この大綱が「成長」とするのはどうなのかなと思います。

- ・ 明智市長

八木委員から「成長」と「発達」ということで意見が出ましたがいかがでしょうか。

- ・ 角田庶務課長

修正させていただきます。

- ・ 明智市長

他に何かありませんか。今日で最終協議としたいと思います。

- ・ 埴田教育長

まだ、直せるのなら（４）の②で「食に関する教育」とありますが、少し違和感があります。ことばとしては、「食に関する指導」だと思います。学校だけではないからという説明でしたが、直せるものなら直したいと思います。

- ・ 八木委員長職務代理者

学校教育課長はどう思いますか。

- ・ 石見学校教育課長

私も「食に関する指導」の方がじっくりくると思っています。実は、学校教育の指針について、この会議のあとの教育委員会定例会の議案になっておりまして、そこでは「食に関する指導」という文言を使っているものですから、不一致になってしまうなと思っていたところです。一般的には、「食に関する指導」となります。

- ・ 角田庶務課長

「指導」に修正したいと思います。

- ・ 明智市長

では、「食に関する指導」に修正して策定してほしいと思います。他に何かあ

りませんか。

・八木委員長職務代理者

別件でもよろしいですか。2つ事務局にお願いしたいと思います。1つは、庶務課長から、この大綱を小・中学校の保護者に配付する、そしてホームページで公開する、広報あさひにも掲載するという説明がありまして、本当にありがたいです。そして、広報あさひに掲載するのであれば、ぜひ市長の挨拶文を載せていただきたいと思います。この大綱は初めての試みであり、市長がこの主宰者でもあるし、ぜひ顔写真入りで、少し改まった形で掲載をお願いしたいです。大綱の全部を4月15日号の広報でなくてもいいです。次号の広報とでリレー形式でも問題はないと思います。小さな字で掲載するよりは、2回に分けてもいいと思いますので、広報の工夫をお願いしたいです。

次に、学校教育課へお願いしたいのですが、重点目標でたとえば(1)の①ですと「豊かな自然環境や歴史的遺産を生かし」となっています。これを学校現場ではどのように教育しているのかを学校教育課で評価基準のようなものを作って現場に周知徹底するということをしなければ、せっかく大綱を策定しても、絵に描いた餅になってしまいます。学校教育課の総力を挙げて、この報告についての評価基準について検討をお願いしたいです。

・明智市長

たしかに、大綱を策定して終わりでは困ります。これからが大切ですから教育委員会の中でマニュアルを作り配付してもらうなど、推進をよろしく願います。

それと大綱を印刷する用紙ですが、もう少し質のいいもので大綱を作らないと価値が下がってしまうと思います。

・角田庶務課長

用紙の件は、検討しております。色の付いた少し厚い紙で作成する予定です。

・明智市長

では、今の2点を修正することで大綱の案については最終でよろしいですか。

(全員了承)

・明智市長

では、これで進めさせていただきます。

それでは、大綱に関する議題は以上で終わりにしたいと思います。

7 その他

・明智市長

次に、その他で学校のあり方について事務局で検討委員会の要綱（案）を作成しましたので事務局より説明をお願いします。

・角田庶務課長

小・中学校の今後のあり方ということで、前回の総合教育会議で学校の再編について検討委員会を立ち上げるということでしたので、学校再編の検討委員会について、設置要綱案を作成しました。机の上にお配りさせていただきましたが、参考として他市の状況も添付させていただきました。

では、設置要綱の案について説明させていただきます。

名称につきましては、「旭市学校のあり方検討委員会設置要綱」です。これにつきましては、これまでも総合教育会議の中でも意見交換をしていただいております。旭市の児童生徒の今後の推移を見ると、今後10年間ぐらいは現状を維持するだろうということでしたので、10年後を見通しての再編ということで、ストレートな「再編」という名称ではなくて「学校のあり方検討委員会」と表現をさせていただきました。

第1条は、設置で、これは目的で児童生徒数の推移を踏まえ、将来を展望した学校のあり方について幅広い見地から検討するというものです。

第2条は、所掌事項ということで、学校の適正規模、適正配置等について協議し、旭市教育委員会に対して提言をするというもので、検討した結果を旭市教育委員会に報告してもらおうというものです。この学校の適正規模、適正配置については、文科省の手引きの中にもありますので、この指針を参考にさせていただきました。

第3条は、組織ということで、検討委員会は、委員18人以内をもって組織するというもので、1号から5号までの区分けで選出するというものです。実際の要綱の中では、学識経験者は何人です、というような人数は示しませんが、事務局案では、もう一枚ございます参考資料で説明しますと、委員の配分は、学識経験者は3人、地域住民を代表する者は、各中学校区から1人で、計5人です。学校の校長を代表する者は、小学校から2人、中学校から2人の計4人です。保護者を代表する者5人は、各中学校区から1人で、計5人です。教育委員会が必要と認める者は、1人で、合計が18人です。このような構成ができればと考えています。

第4条は、委員の任期ということで、2年とするとしており、ただし、必要と認めるときは、これを延長することができるとしております。これについては、この総合教育会議の中で2年程度かけて検討してもらえればというお話でしたので、任期は2年といたしました。ただし書きについては、2年で終了しなかった場合でも提言がまとまるまでしっかりと検討いただくということで、

延長することができるとしております。

第4条第2項では、職を失したときとあるのは、校長先生は異動もありますので、市外の学校へ行ってしまうことが考えられますので、委員の入れ替えの要件を入れてあります。他の方は2年間委員として務めていただける方を選任していただければと思っています。「学識経験者」については、退職された校長で、学校教育について知識豊かな方をお願いしたいと考えています。「地域住民を代表する者」に関しては、区長会等を通じて選出していただければと思っています。「校長を代表する者」については、校長会の方で選出をお願いしたいと思います。「保護者を代表する者」については、PTAの代表の方をお願いして適任者の方を選んでいくという形です。「その他教育委員会が必要と認める者」については、様々な立場の方がいらっしゃるの、これから検討したいと思います。

第5条の会長及び副会長については、各1人置くというものです。

第6条は、会議についてでありまして、第2項で委員の過半数が出席しなければ開くことができないとさせていただきました。第3項の会議の議事は、出席委員の過半数で決するという形になっております。第4項は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見等を聴取することができるとしておりまして、市の財政課の財政状況や行政改革推進課等の取り組みなどについて参考とするために呼んで、旭市の状況等を説明して理解していただいた上で検討いただければということで、委員以外の者が出席できるということを入れてあります。

第7条で庶務は、教育委員会の庶務課において処理するとしております。

第8条のその他で、この要綱に定めていないものについては、検討委員会に諮って定めると規定しております。以上です。

・明智市長

旭市学校のあり方検討委員会の設置についての要綱ですが、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

・八木委員長職務代理者

2つあります。1つ目は、参考の近隣市町の状況を見たのですが、第3条で議員の代表を入れなくていいのですか。市長にも伺いたいのですが、情報が市議会にいくということは、これからは必要なことなのかと思いますが、私もその判断が難しいところです。参考資料で近隣を見ると議員が委員になっているところがありますので検討してみてもどうでしょう。

次に第5項で「教育委員会が必要と認める者」とありますが、1人以内とはどういうことですか。ゼロでもいいということですか。3人以内は、1人でも2人でもいいですが、1人以内という表現は使って妥当ですか。再検討をしてほしい

と思います。

次に第4条第2項で、「前条の規定にかかわらず」の次に「職を失したときは」とありますが、これは非常に失礼な表現ではないですか。これは、「職を離れた時」という表現にすれば、辞令で他の学校へ行った場合になりますが「失した」という表現は失礼だと思いますので改めてもらいたいです。

第8条で「この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。」とありますが、この会議に教育長は、事務方のトップですので質問があったら答えるので出席するのでしょうか、会長が定める規定でいいのか気になります。

・明智市長

事務局からは、この委員の人数や議員のことについても事前に話がありました。このあり方検討委員会の目的ですが、どの辺まで到達すればいいのかということですが、まだ全然その議論もしていないという中で、10年先15年先の学校のあり方をこの検討委員会でどこまで学校の再編について議論できるのかという部分もあります。

市の担当している者にとって、あり方検討委員会で再編の方向性を出していただきますが、それで市政が全部動けるわけではないです。議会も、予算もありますし、何より市の大事業になるわけですから。

検討委員会の目的は、どの辺まで必要なのか、今回議員を入れるべきなのかどうかということでも、意見が分かれると思います。これについては、まだ議論をしておきませんのでこの総合教育会議に提案しました。事前に、この要綱案の打合せはしましたが、2年間でのあり方検討委員会でどこまで結論をだせばいいのか、この総合教育会議で議論していただく必要があると思いますのでどうでしょうか。

あり方検討委員会で再編の基準をどうすればいいのか、統廃合の基準をどうすればいいのか、将来的な人口ビジョンや生徒数もどこまでいったら合併するのかなど、色々意見があると思います。この2年間で結論付けるのであれば、これは本格的な再編検討委員会だと思います。私は、もう一度組織を作り直してやらなければならないと思っていますがどうでしょうか。あり方検討委員会は、今後の小・中学校のあり方を議論してもらおうということで、その先にもう一度再編をするのか、統廃合をするのかを含めて組織を作り、これには議員も入った方がいいと思います。あり方検討委員会は、この最初の段階です。議員が入ると、その発言が相当なウエイトを占めるのではないかと思います。

また、この要綱ですと総合教育会議が設置するわけではないですね。教育委員会が設置することになっていますので、教育委員会がこの検討委員会の内容を総合教育会議に持ち寄ってくれるとは思っています。

・石井委員長

この第3条第2項ですが、1号で学識経験者と出ているのに5号にその他教育委員会が必要と認めた者となっているのかわかりません。たとえば市の課長とか、はっきりと記載したほうがいいのではないかと感じました。第4条第2項で校長の話が出ていましたが、PTAも関係しますよね。

・角田庶務課長

第3条第2項第4号では、PTAではなくて保護者代表としております。

・石井委員長

この保護者というのはPTAではないのですか。

・角田庶務課長

保護者としましたのは、PTAの役員を離れたとしても、子どもが小中学校に通っていれば保護者代表となります。この中から2年間やっていただける方をお願いしたいと思っております。

・明智市長

色々この要綱について意見があると思いますが他にどうでしょう。

・石毛委員

T町は、平成32年4月に小学校を1校に統合することが2月の広報紙に出ています。そうするとT町は、平成23年9月に検討委員会が設置されて、約4年半で結論を出していることとなります。旭市も、検討委員会を設置するのであれば、ある程度の方向性までは検討していかなければならないのではないかと思います。

・明智市長

基準を決めるということであれば、旭市は10年先までは、複式学級になることはありません。教育委員会では、これから先の児童生徒の推移はわかっていますよね。

・冨田教育長

はい。わかります。

・石井委員長

ある地区では、希望する部活動が無いために、近隣の中学校に行った生徒もいると聞いています。このようなことも考慮しながら進めていかなければなら

ないと思います。

- ・八木委員長職務代理者

T町の出生数は年間100人ぐらいです。現在5校で600人を少し超えます。1学年は5校で100人ぐらいでしょうか。S小学校を除けば、1学年が14～15人ぐらいでしょうか。統合も100人しかいないのであれば当然です。

中学校も、1学年100人であれば、単純に男女半分で50人だとして、部活動は野球とサッカー、バスケットで、他はできなくなってしまう事もあります。

- ・明智市長

まず、第一段階として、小学校の人数がどのくらいになったら、統合した方が良いという基準を議論してもらおうということと、将来の出生数を見据えて、理想としては何校をどこに配置するといったことを、この「あり方検討委員会」で議論してもらおうということが、まず検討すべき問題だと思っています。それから統廃合しなければならない時期がこれから5年ぐらい先には、見えてくるのではないのでしょうか。その時点で、統廃合の検討委員会を作り直すという2段階方式でやった方がいいのではないかと思います。

あり方検討委員会は、標準的な小・中学校の基準をどうしたらいいのかという基準を議論してもらおうということではないのでしょうか。そうすると、今回の検討委員会には、議会議員を委員にしなくてもいいのかなと思います。

- ・冨田教育長

まだ旭市の場合は、10年後までは統廃合しなくても、というようなことで、危機感がないです。他の市などでは、子どもの数が減ってきて、複式学級も出てきているところもあるようです。そうすると保護者もかなり考えるところがあると思いますが、旭市はまだそこまでいっていませんね。

- ・明智市長

学校現場はそうかもしれないですが、行政サイドから言えば、統廃合は避けては通れないと、財政状況からも維持していける状況ではないかもしれません。ですから、早くから方向性だけでも、どうなったら統廃合した方がいいという基準を「あり方検討委員会」で作ってもらいたいです。

- ・冨田教育長

はい。まずは、そこまでの検討ですね。

- ・明智市長

さらにできれば、旭市では、何校ぐらいがいいのか議論してもらってもいいです。中学校は3校にしようとか、小学校は7校にしようとか。このぐらいで第1段階の検討としていかがでしょうか。

ところで、委員の18人ですが、先ほど第3条第2項第5号の教育委員会が必要と認める者とは、庶務課ではどういう考えですか。誰にしようと考えていますか。

・角田庶務課長

行政改革推進委員さんです。保育所のあり方検討委員会で行政改革推進委員さんが入っていますので、そのような方も良いのかなと考えております。保育所のあり方検討委員会でも、「その他市長が必要と認める者」という規定がありましたので合わせて載せさせていただきました。行政改革の目線の方も委員にいた方が良いのではないかと考えました。

・明智市長

学識経験者の中でも良いのかなと思いますが、教育委員の中で、誰か入らなくても大丈夫ですか。委員としての発言がなくてもいいですか。

・石井委員長

私もそう思います。これだけの検討委員会ですから、教育委員会からも誰か入った方が良くないですか。

・明智市長

教育委員会で誰も入らなくて、議論をお願いしておいて責任逃れには、ならないですか。教育をリードしていく意味でも教育長が入らないとまずいでしょう。

・八木委員長職務代理者

他の市町の状況の参考資料を見ても教育委員は入っていないですね。

・角田庶務課長

教育委員会から委嘱するので、教育委員会以外の第三者の方から客観的に検討してもらおうということだと思います。

・八木委員長職務代理者

C市やS市は実際に統合しています。さらにT町もということです。近隣市町の状況資料の中で下の方に「電話にて聞き取り」とありますが、実際に教育委員が直接関与しなくても、これらの話し合いの状況は大丈夫そうでしたか。

市長と石井委員長からもご指摘いただきましたが、これは教育委員会が委嘱することになっていて、身内である教育委員を委嘱するのはちょっとという感じがしないでもないですが。

・明智市長

この段階では、まだ教育委員が入らなくてもいいかもしれないですね。

・八木委員長職務代理者

実際の会議の中では、教育委員は、たとえばこの会議のときに事務方がいるように、学校の規模はどのくらいですか、子ども一人当たりの教育費はいくらかかっていますか、統合した場合費用はどうなりますかという質問に答えなければ議論は進まないの、教育委員会の事務方の情報提供はどうしても必要ではないかと思います。

・角田庶務課長

会議では、教育委員会全体で出席して、必要な情報はこちらから積極的に説明させていただきます。それを基に検討をしてもらいます。

・明智市長

第3条の委員の人数はこれでよろしいですか。

・八木委員長職務代理者

おそらくこれは、今日、市長にこのようなことをしますよという提案で、本来ここで決定すべきものではなく、あくまでも教育委員会で再度これを決めるということなのかと思います。内容については、教育委員会が主体的にやらざるを得ないですよ。でもこの内容を市長が知っていただければ、あとの細かい委員の人数などはこれから議論して、あるいは市長に相談して、情報をいただいてやっていけばいいのかなと思います。

・明智市長

あくまでも教育委員会の委嘱の問題なので、これから話し合っって設置要綱を作ってもらいたいと思います。そのほかに何かありましたらお願いします。

(特に発言なし)

無いようですので事務局何かありますか。

・角田庶務課長

平成27年度は、総合教育会議を3回開催させていただきました。来年度は、2回程度の開催を考えております。総合教育会議で取り上げてほしい議題がありましたら事務局にお話いただければありがたいです。

8 閉 会

・ 明智市長

それでは、これで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。本日は教育委員の皆様から、様々なご意見をいただき本当にありがとうございます。

大綱については、4月の策定となりますので、今後この大綱の推進に向けて教育委員会のお力添えをお願いしたいと思います。これで第3回旭市総合教育会議を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。